

また

農業委員会



だより

2016 No. **35**
平成 28. **11**月

発行：益田市農業委員会
編集：農業委員会だより
情報委員会 ☎31-0481



種地区あじさい



たくさんの小さい花が集まって咲くあじさいは、初夏を彩る代表的な花。実はあじさいの花びらに見える部分はガクで、中央の丸い粒々が本来の花。初夏のひと時、閑静な山間でゆっくり過ごしてみてもはいかがでしょうか。



鎌手地区日本水仙

冬のきびしい寒さの中、海から吹きつける冷たい潮風に当たっても、力強く花をつける日本水仙。波の音を聞きながら日本水仙の香りを楽しんでみてはいかがでしょうか。



今月の主な内容

- ① …… 表紙
- ② …… 種地区のあじさい
- ③ …… 鎌手地区の日本水仙
- ④～⑥ …… 新たな農業委員会制度が始まります
- ⑦ …… 遊休農地対策に取り組んでいます
- ⑧ …… 農業委員会からのお知らせ

健康づくりと交流人口の拡大を図る

「種地区あじさい園健康ウォーク」

〔写真・文〕種地区振興センター長 大賀 温



2 kmの道程をウォーキング



あじさい園にて集合写真



おいしい「あじさい弁当」を食味



満開のあじさい

種地区のあじさい園は、公民館から2 kmほど山あいに入った(旧)岩崎集落にあります。

昭和58年5月頃から、休耕田であった土地所有者の老夫婦が、毎年少しずつあじさいの植え付けを行い、数年後には、面

積30アール、1000株の見事なあじさい園が完成しました。平成4年より地域の健康づくりの一環として、種地区保健班主催の、ウォーキングをしながらあじさいの花を觀賞する「あじさい園健康ウォーク」を催し、

今年で第25回目となりました。あじさい園のある集落は、かつて、20世帯、100人が住んでいましたが、いまや消滅集落となったこの地に、年に一度、あじさいの花が咲くころに、内外から多くの人が訪れ、花の香りが漂う里の新緑とさわやかな空気を満喫し、楽しい交流と会話がいつまでも山あいに響き渡っています。

を人々が訪れることもなく、荒廃がさらに加速しただろうと思います。今後も自治会・ボランティアの管理により、いつまでもあじさい園を守るのも、地域にとって大切なことだと思います。毎年6月開催の「あじさい園健康ウォーク」に参加されたら、こんなところが益田にあったのかと再発見することが出来ますよ。



鎌手中学校両見生徒会長が挨拶しました。



総勢 43 名参加されました。



皆さん、猛暑の中で植え付け作業を奮闘中です。



昨年 12 月末、水仙が満開となった水仙公園の写真です。今年もこんな綺麗に咲いてくれたら嬉しいな！

鎌手中学校の生徒と地域住民が交流を 通じて日本水仙の球根植え付けを体験

【写真・文】 鎌手地区振興センター地域魅力化応援隊員 和佐田 昭弘

鎌手地区の唐音水仙公園は、日本水仙が毎年12月から2月にかけて咲き誇る癒しの空間となっております。

海岸に面した台地を、2000万球を越える水仙が埋め尽くし、可憐な花と日本海の海の青

さが壮大な景色を作り上げた観光客の心を癒してくれます。

毎年、鎌手中学校の生徒の皆さんと、地元鎌手地区の【さざなみ学級】(代表・齋藤朗氏)会員の皆さんで、水仙の球根植え

付け作業を行っておりますが、今年も7月19日午後1時30分より、生徒の皆さんと教員の方々や、さざなみ学級会員の皆さんと公民館職員の総勢43名で、水仙球根植え付け作業を実施しました。

当日は大変な猛暑日の中、作業時間が1時間30分程度かかりましたが、途中水分補給を行いました。休憩をとりながらも、皆さん汗だくになりながら、球根植え付け作業が無事終了しました。

この取り組みにより、今回参加者全員で植え付けられた球根が、水仙の見頃時期となる12月頃には、壮大で綺麗な水仙の絨毯になることを願っております。

水仙の見頃時期が近づきましたら、鎌手公民館のホームページや、フェイスブック等で情報発信を行ってまいりますので、ぜひご覧下さいますようお願い致します。

新たな農業委員会制度が始まります

農業委員会が、その主たる使命である、
「農地利用の最適化」をより良く果たせるようにするために

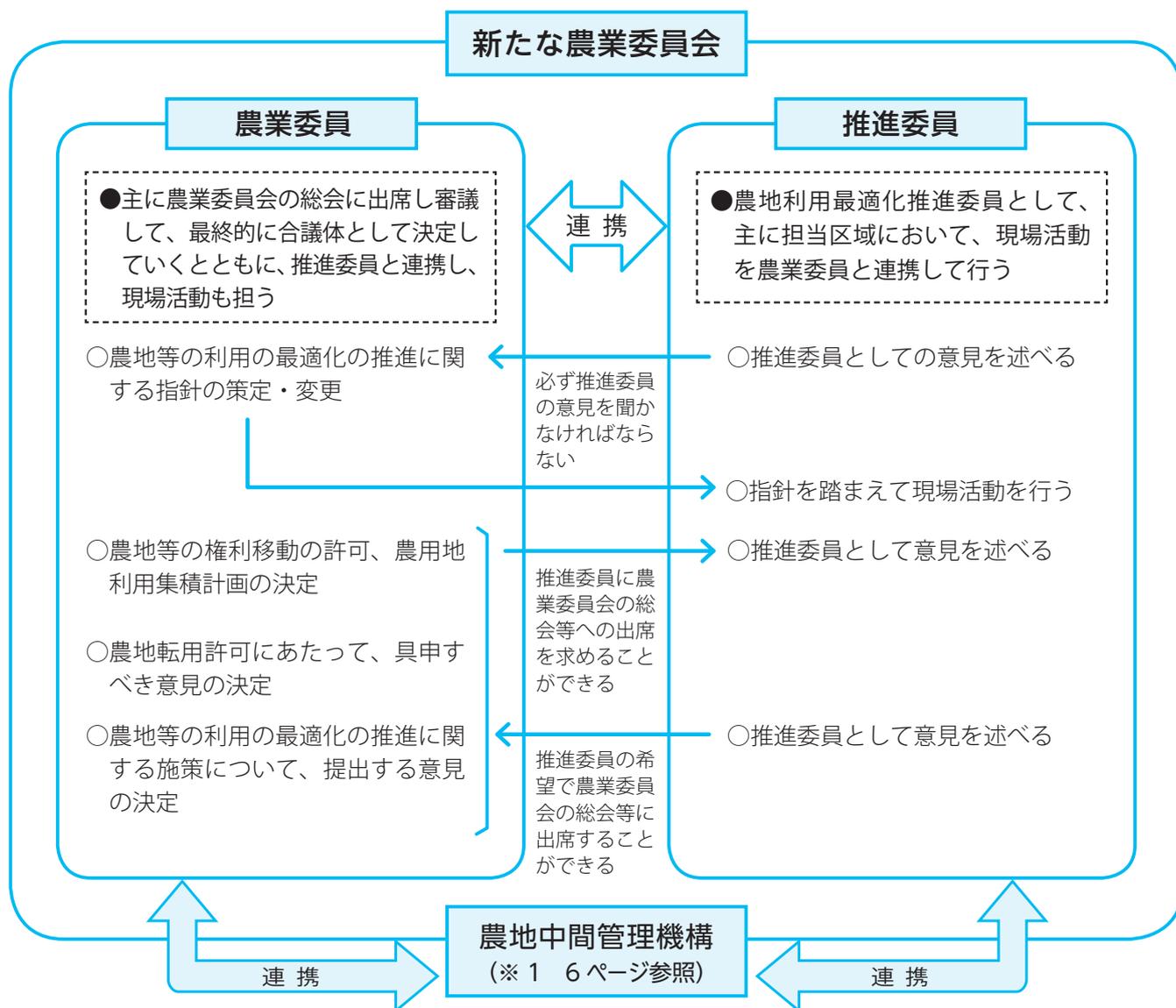
農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。

現在の益田市の農業委員は任期満了の平成29年7月19日まで在任しますが、平成29年7月20日からは新制度に移行し、新たな農業委員会体制での活動が始まります。

1 農地利用最適化推進委員が新たに設置されます

今般の改正では、担い手への農地等の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を目的とする農地中間管理機構の業務と農業委員会の所掌事務が連動することで政策効果が大きくなることから、農業委員会に新たに担当区域で農地等の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消活動を展開する「農地利用最適化推進委員」（以下、「推進委員」といいます。）が設置され、農地利用の最適化を推進します。

新たな農業委員会での農業委員と推進委員の役割は次のように整理されます。



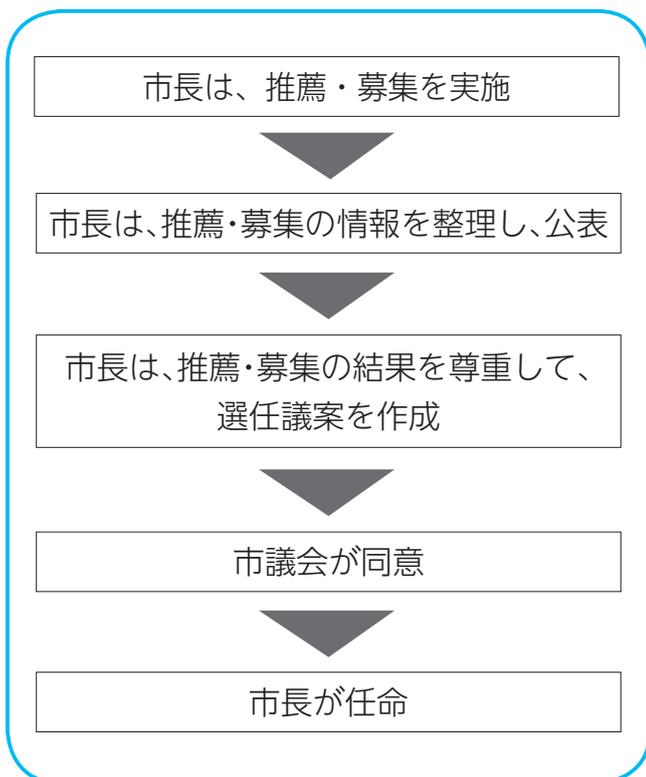
2 公選制が廃止され、選任方法が変わります

今般の改正では、農業委員の従前の公選制を廃止し、農業委員については市長の任命により、推進委員については農業委員会の委嘱により、それぞれ選任することとされました。

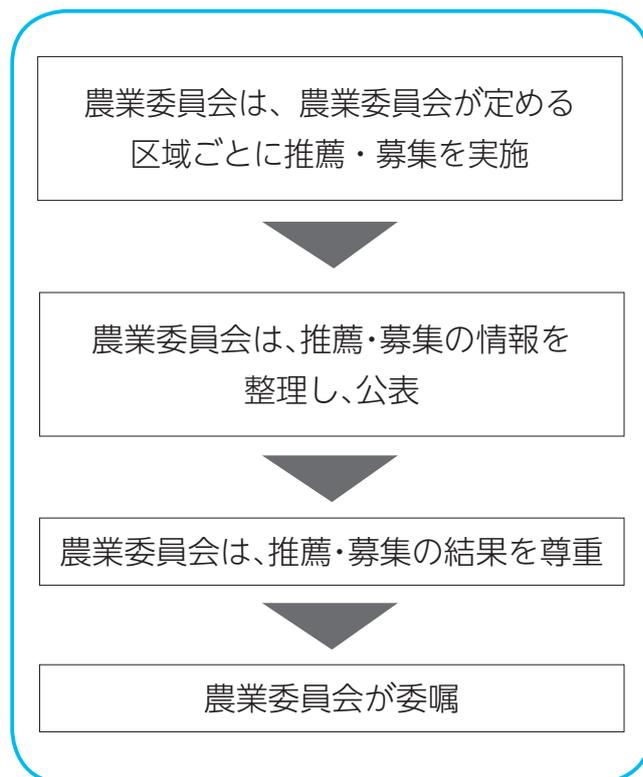
その際、市長又は農業委員会は、農業委員の任命又は推進委員の委嘱を行うにあたっては、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員又は推進委員になろうとする者を募集し、結果を公表・尊重することとされました。

選任に向けた手順は、次のようになります。

農業委員の選任方法



推進委員の選任方法



- 農業委員及び推進委員の定数は、区域内の農業者数、農地面積その他の事情を考慮して、市条例で定められることとなります。
- 定数等が市条例で定められた後、農業委員及び推進委員の募集要項等に基づき、候補者の推薦を求め募集を開始します。

3 農業委員の任命の際には、次の要件を満たさなければなりません

① 認定農業者等要件

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするために、次に掲げる事項が満たされなければなりません。

ア 原則

農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるよう、市長は、農業委員の任命にあたっては、原則として、認定農業者（※ 26 ページ参照）が過半数を占めるようにしなければなりません。

イ 例外

地域の農業委員会によっては、区域内の認定農業者の数が少ないなど原則どおりの委員構成とすることが困難な場合もあることから、このような場合には一部例外規定が適用されます。

② 中立委員の任命

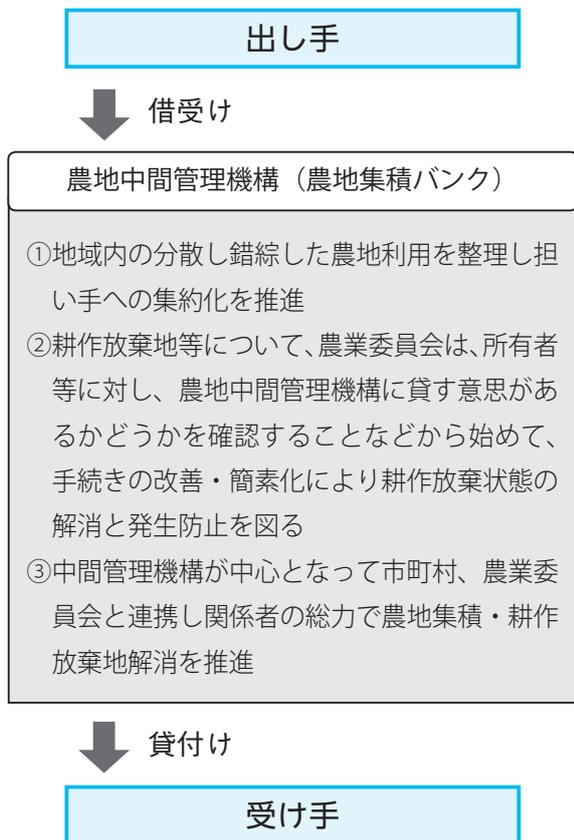
農業委員の任命にあたっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされました。

③ 青年・女性の積極的な登用

農業委員の任命にあたっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととされました。

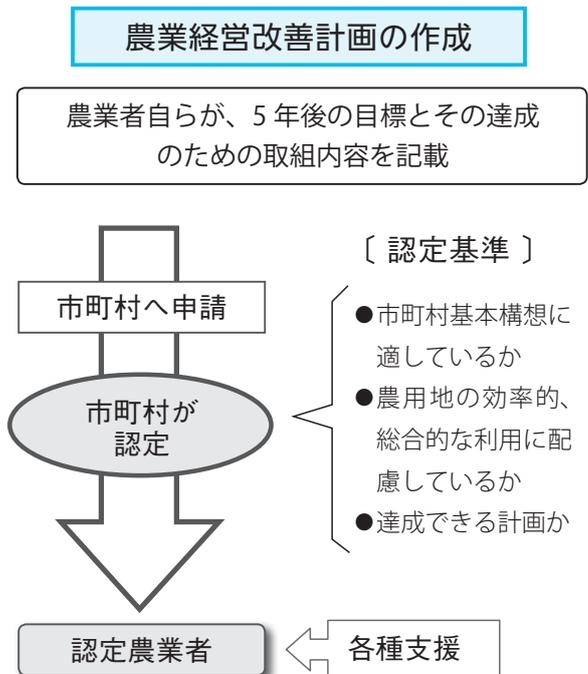
※ 1) 農地中間管理機構とは

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。リタイアするので農地を貸したい方、農業参入を考えていて農地を借りたい企業の方、利用権を交換して分散した農地をまとめたい方、新規就農するので農地を借りたい方が、農地中間管理機構を活用し農地の貸借を行うことができます。



※ 2) 認定農業者とは

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。



遊休農地対策に取り組んでいます

農業委員会では、改正農地法に基づき遊休農地の解消対策に取り組んでいます。

農地が一旦荒廃すると、耕作地として復元するためには非常に大きな労力と資金が必要となります。また、雑草が繁茂し、病害虫の発生源やイノシシなどの有害鳥獣の住処になるなど、地域住民等の生活にも大きな影響を及ぼします。

このため、農業委員会では遊休農地の増加に歯止めをかけ、早い段階から遊休農地を解消し、再生・復元していく取り組みを展開しています。

《 遊休農地に関する措置等の流れ 》

8月頃

利用状況調査（農地パトロール）を実施します

- 地区農業委員及び農業委員会事務局が、市内全域で利用状況調査を実施します。
- この段階で、遊休農地を把握します。

11月末まで

利用意向調査を発送します

- 利用状況調査により把握された遊休農地の所有者等に対して、今後の農地の利用について、意向調査書を発送します。
- 意向調査においては、以下の内容等について 翌年の1月末までに、回答いただきます。
 - ① 貸したい又は売りたい（相手を探してほしい）
農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を利用する
 - ② 貸したい又は売りたい（相手を探してほしい）
農地所有者代理事業を利用する
 - ③ 貸したい又は売りたい
（自ら相手を探し、賃借権の設定若しくは所有権の移転を行なう）
 - ④ 自分で管理、耕作する
 - ⑤ その他（ ）
農地の現状等を含め、その他の意向について記入して下さい。

翌年1月末まで

利用の意向について回答いただきます（意向表明期限）

- 翌年の1月末までに、利用の意向について回答いただきます。

翌年8月頃

意向どおりに実施されているか、再度の現地確認 （翌年の市内全域の利用状況調査の際に併せて確認します）

- 回答された意向どおりに実施されているかについて、現地確認します。
- 意向どおりに実施されていない場合は、農地中間管理機構と協議すべき勧告の準備などに着手します。

翌年11月末まで

意向どおりに実施されていなかった場合等の勧告

- 再度の現地調査において、意向どおりに実施されていない場合などにおいては、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を所有者等に対して行うことがあります。
- 勧告を受けた遊休農地等については、固定資産税の課税強化が実施されることがあります。

詳細については、農業委員会にお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか

積立年金で生涯所得の確保を！

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金＋農業者年金が安心です。



の方ならどなたでも加入できます。

経営・暮らしに役立つ情報満載の農業専門誌

全国農業新聞をぜひ購読してみてください！！

注目される農業技術・政策の他、くらしや健康を考える記事が満載です。さらに、県版、地方版の充実により、地域の元気で特徴のある話題や地域独自のイベント情報等の提供に努めています。

- ★ 発行日 毎週金曜日
- ★ 購読料 月額 700円（送料、税込み）
- ★ 発行所 全国農業会議所
- ★ 申込先 農業委員会事務局（☎ 31-0481）



編集後記

農業委員会等に関する法律の改正、施行に伴い今後農業委員会組織も変わろうとしています。農業委員会の担う役割をしっかりと見極め、今後の活動を行っていきたいと思います。

農家の皆さんに親しんで頂ける広報誌になるよう、ご意見、ご要望を募集しております。身近な情報、紙面へのご意見、ご感想など、農業委員会まで是非お寄せ下さい。

また、今回取材や編集に対し、ご支援、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

編集委員

委員長 村上 巴
副委員長 篠原 栄次
委員 秋好喜代子
西坂 壽恵
齋藤 浩文
椋木 孝光

佐々田貴志